

## 神奈川県告示第 504 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 27 年 12 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 起業者の名称  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類  
横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第 7 号相鉄・東急直通線
- 3 手続が開始される土地  
横浜市港北区綱島東二丁目地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
横浜市港北区役所総務部区政推進課